

○平成五年十一月二十九日郵政省告示第六百十号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件）  
 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
<p>次の表の上欄に掲げる種別の移動電話端末、又は自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末等」という。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>			<p>次の表の上欄に掲げる種別の移動電話端末、又は自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末等」という。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>		
一	(略)		一	(略)	
二	(略)		二	(略)	
三	(略)		三	(略)	
四	無線設備規則第四十九条の六の三に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備（変調方式がオフセット四相位相変調のものに限る。）を使用する移動電話端末等	(略)	四	無線設備規則第四十九条の六の三に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等	(略)
五	無線設備規則第四十九条の六の三及び第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等（四の項に掲げるものを除く。）	(略)	五	無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等	(略)